

提案第14号

合併協定項目15 公共的団体等の取扱いについて

合併協定項目15 公共的団体等の取扱いについて，次のとおり提案する。

平成 21 年 3 月 24 日提出
始良西部合併協議会
会 長 城光寺 俊和

公共的団体等の取扱い（総括調整方針）について

公共的団体等については，新市の一体性を確保するため，それぞれの実情を尊重しながら，統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。

- 1 3町において共通している団体又はこれに準ずる団体は，合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。
- 2 3町において共通している団体又はこれに準ずる団体のうち，統合に時間を要する団体については，将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。
- 3 各町独自の目的を有する団体については，原則として現行のとおりとする。